

平成28年4月定例教育委員会

日 時 平成28年4月27日（水）
午前10時00分～

○中島委員長

ご起立ください。ただいまから平成28年4月定例教育委員会を始めます。よろしくお願ひします。それでは、教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案2件、報告事項13件、計15件となります。よろしくご審議のほどお願ひしたいと思ひます。

2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

それでは、教育長から一般報告と議案の概要説明をお願いします。

○山本教育長

まず冒頭、今月14日以来、熊本県を中心とする地域に発生しております地震による災害で49名が亡くなっており、エコノミー症候群などを含めると、更に多くの方々がお亡くなりになったことにつきまして、お悔やみを申しあげたいと思ひます。また、多くの方が負傷されており、今なお4万人を超える方々が避難生活を余儀なくされており、ライフラインもなかなか復旧しない中で本当に不便な生活を余儀なくされている皆さま方に心よりお見舞申しあげたいと思ひます。後程報告させていただきますが、県の教育委員会としても何かのお手伝い、ご支援できることはないかということで、いろいろ検討しておりますが、被災された児童生徒の方々に移ってこられた場合の受け入れなどをはじめ、様々な支援を行って参りたいと思ひます。また、暫くすると、心のケアのことで人が必要になったりということもあろうかと思ひますので、そういったことにも対応してまいりたいと思ひます。

一般報告でお配りをいたしておりますが、3月の23・24日に家庭教育あるいはキャリア教育にご協力いただける企業の方々と連携の協定式を行いました。いずれの企業の方々も非常に意欲的でございまして、学校で何か希望があれば協力しますからと言っておられました。特にキャリア教育の面では、これから学校も力を入れて取り組んでいくということで、積極的な活動を働きかけて参りたいと思ひます。

3月25日には、3月13日から7泊8日の日程で韓国、シンガポールを訪問してきた26名の生徒、また、ニュージーランドを訪問してきた2名の生徒の皆さんが帰国報告に来てくれました。シンガポールでは現地企業キックマンでありますとか、SEIKOといった日本企業が現地で活動していますが、そうしたところに訪問した

り、現地の高校生や大学生、ホームステイ家族などとの交流を、英語を駆使して行ったとのことでした。当初は代表の2名の生徒に感想などを伺う段取りになっていたのですが、急遽全員に一言ずつと言ったら、みんなそれぞれ交流の内容だとか思ったことを自分の言葉できちんと話をしていまして、目もきらきらしていて、非常にたくましく成長したんだなということを実感したようなことをございまして、こうしたいい事業を引き続きやって参りたいなと思っております。

また、エキスパート教員新規認定、認証授与式を行いました。新たにICTの利活用教育でありますとか、小学校の外国語活動についても、新たに認定をするといったことを含めまして、今年度107名のエキスパート教員が活動することになっております。こうしたエキスパート教員の力を借りて指導力のアップを図って参りたいと思っております。

4月7・8日と、新年度を迎える中、辞令交付式であるとか、県立学校の入学式がございまして、委員長を初め、各委員の皆様それぞれ学校に出向いていただきまして、入学式など出席いただき、厳粛な雰囲気の中で生徒が新たに高校での学びのスタートを切る場面を見届けていただきました。昨年度ご指摘をいただきまして委員の配席表を見直すということがなされていましたが、式次第との関係で、この配席がうまくいっていないということでご迷惑をおかけした学校もあったようでございましたので、またその点につきまして検討し、見直しを行っていきたくと思っております。

4月12日には、年度当初でございますので、市町村の教育長に集まりいただきまして、色々なことで情報共有を図ったところでございます。とにかく何事も同じベクトルで連携をして取り組んでいきたいと思いますということを再確認をしたところでございます。最近の傾向として少し感じたのは、従来は文部科学省、県教委、市町村教委と縦の系列であったのが、地方分権の中で現在の県教委と市町村教委で横に並ぶ系列になったんですけども、特に町村部の教育委員会が、本当にそれぞれの教育委員会で十分な力を持ってやっていくというところに、少し自信がないので、県のほうでしっかりと方針を示してもらえれば、それに従いますという空気が最近出てきています。そういう要望があるんだったら「県としては、こう思いますよ」と打ち出しながら、あとは「それぞれの教育委員会のお考えもおありなので」というやり方でやっていってもいいのかなということ、ちょっとこれまでとは違った空気感を感じながら思ったところであります。

4月18日、県立の学校長を招集しまして、学校ごとのミッションに基づく具体的な魅力づくりとか、学校づくりに取り組んでいきたいと思いますというお話をさせていただきました。また、先般の委員会でお話がありましたが、生徒指導上あるいは学校経営上の問題を、個々の教員、あるいは学校だけで抱えることがないようにということを申しあげまして、困ったときには遠慮なく相談し、課題を共有しながらできるだけオープンに議論をしていきたいと思いますというお話をさせていただいたところでございます。

4月20日に、いよいよ開催まで百日を切りました全国高等学校総合体育大会について、本年度の事業計画等を審議いただく委員会を開催したところでございます。準備はほぼ順調に進んでいるところでございまして、鳥取らしいおもてなしの行き届いた大会となるよう連携して取り組んでいけるように、お話をさせていただいたところでございます。

4月25日には、新卒者の就職応援本部の会議が開催されました。労働局などの関係機関が集まって話をしましたが、27年度末の高校卒業者の就職率99.8%ということで、実際に内定しなかったのが実数で2名なんですけども、昨年に引き続いて高い就職率だったということでございます。引き続いてこの2名についての就職についてのご支援をお願いしたところでございます。琴の浦高等特別支援学校についても希望するほぼ全員、1名だけが就職の継続支援B型の作業所に行くことになりましたけれども、残りの34名については就職が叶ったという状況でございまして、どちらも決まったけれどもそれがしっかりと定着していくようなフォローアップをしていくというのが、当面の課題ではないかと思っております。

それから昨日26日、おめでたいことが続きました。昨年度大山青年の家がそうだったんですが、今年度船上山の少年自然の家が入所者百万人を達成いたしましたして、倉吉西中の生徒の皆さんと共にお祝いの式典を行ったところでございます。午後、これも昨年の三朝町三徳山に続きまして2年連続の快挙となりましたが、大山寺を中心といたします大山山麓地域が日本遺産の認定を受けることとなり、そのお祝いのセレモニーに出席したところでございます。これを契機に文化財を地域活性化していくという取組にも拍車をかけていくことができればと思っております。以上が一般報告でございます。

本日、議案は2件お願いしております。いずれも附属機関に係る委員の任命に関するものでございます。よろしくご審議の程お願いを申しあげたいと思います。

3 議 事

○中島委員長

それでは、議題に入ります。本日の署名人は松本委員と坂本委員です。よろしく申し上げます。

(1) 議 案

○中島委員長

それでは、議案第1号と第2号は人事に関する案件ですので非公開で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。（賛同の声）ではそのように取り扱うことを決定します。関係課以外の方はご退席をお願いします。

【非公開】

議案第1号 鳥取県就学支援委員会委員の任命について

議案第2号 鳥取県文化財保護審議会専門委員の任命について

(2) 報告事項

○中島委員長

これで非公開の案件は終了しましたので、これより公開とします。では、続いて報告事項に移ります。初めに事務局から順次説明し、その後各委員の皆さんから質疑をお願いいたします。報告事項アからキと、シ、スについて説明をお願いします。

報告事項ア 鳥取県教育委員会事務局及び県立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領について

○林教育総務課長

鳥取県教育委員会事務局及び県立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領について、ご報告させていただきます。2月の委員協議会のときにも案についてご覧いただきご意見をいただきましたが、これは障害者差別解消法第2条により、地方公共団体の執行機関において、職員の適切な対応をするために必要な要領を努力義務として定めることが規定されておりますことに伴い、鳥取県及び鳥取県教育委員会においても定めたものでございます。内容は、作成にあたりましては、県立学校、関係団体の方々からの意見も踏まえて前回ご提出の案から改正をしております。本要領は、差別的取扱を禁止することについての考え方と、合理的配慮の提供に関しての例との提示をベースに作成をしているものでございます。知事部局の内容ともある程度合わせておりまして、基本的な来庁者への対応、庁舎としての業務の部分については知事部局に準じて作成しております。教育委員会独自の部分といたしましては、特に県立学校の児童生徒への対応の部分がございます。

別紙1では、来庁者等全体の具体的な例で、一般的な留意事項について全所属について対応すべき部分について、差別に当たる具体的な事例、合理的な配慮に関して書かせていただいているものを付けさせていただきます。

教育委員会としては、別紙2にて県立学校での留意事項として、別紙1の事項に加え、児童生徒への対応に係る配慮等の事項について具体例を含めて説明を加えることで、各県立学校・事務局等での差別解消に向けた取り組みを進めていくという考え方で記載しております。なお、これにつきましては、対象は県の教育委員会事務局、県立学校ですので、小中学校向けにも当然、県で定めたものの対応要領については送付いたしまして、各市町村立学校における対応についての参考にしていただくようにしておりますし、各所属等でも今後研修等を行い、障がい者の差別解消に向けた取組をするように取り組んで参りたいと考えているものでございます。説明は以上でございます。

報告事項イ 平成28年鳥取県立高等学校入学者選抜学力検査（得点状況等）について

○足羽参事監兼高等学校課長

平成28年度の県立高等学校入学者選抜学力検査結果、得点状況等について説明申し上げます。出題方針としましては、後半に詳しい説明を付けておりますが、文部科学省がやっております学力学習状況調査の結果を踏まえまして、県としての課題とな

っている部分である表現する力、説明する力の育成を図るということを意識して出題をしました。平均点は大体25点から30点を目標に出題しております。それに照らし合わせますと理科・英語が若干高めの得点平均となりました。これは、理科におきましては重要語句、基本的な計算の部分で正答率が高かったこと。また、英語では、英文の主旨、内容理解を問う問題の正答率が高かったことが平均点の高さに表れております。全体的に見ますと、基礎的な部分におきましては中学校での指導が随分浸透してきて高得点だったようですが、一方で、課題となっております表現する力、説明する力につきましては、全教科に亘って出題しておりますが、ここは若干得点が低かったです。これらを考えますと、授業改善を今やっておりますが、思考する力、判断する力、表現する力を、アクティブラーニング等を更に深めていくことで、育成していくことが必要かと思っております。

資料では、以下、各教科の東・中・西部、全県の得点分布をグラフ化しております。近年、英語について、ちょっと二極化が進んでいるんじゃないかということがありましたが、中部で若干見られるものの、全県的には解消の傾向にあるかなというふうに考えております。いずれにしても、ポイントを絞って、この入試が単なる高校への入学の一過程にならないように、県教委としてのメッセージ性をしっかり出したものに、今後もしていき、不足している表現する、説明する力、考える力を更に高めるかたちに持っていければ、と考えております。

報告事項ウ 平成27年度県立学校第三者評価の結果について

○足羽参事監兼高等学校課長

では、続けて平成27年度鳥取県立学校第三者評価の結果につきまして、報告させていただきます。この第三者評価は平成22年度から導入しております。各学校のミッションを達成していくために、教育目標であるとか、どうすればいいのかという具体的な方策の実現を図るために、外部の評価委員の視点も加えることによって、その評価に基づいた教育活動の改善を図ることを目的として導入しております。

評価項目は、四つの大項目に沿って実施しています。教育課程等の実施状況、児童生徒の状況、学校管理運営、学校・家庭・地域の連携教育の状況、の4点に亘って評価項目を立て、そしてもう少し詳しいものを中項目として立てております。評価はこの中項目ごとに行っていただくようにしております。その評価はAからDの4段階でございますが、Aは優れている、Bは良い、Cが概ね満足ということで、Cという評価だけを見ると低いように感じられるかもしれませんが、課題があるものの概ね達成できているという標準評価とお考えいただければと思います。D評価は要対策です。

評価委員は24名委嘱しております。24名が8チームに別れて各学校を担当していただき、2回にわたる学校訪問によって、その状況を見ていただくこととしております。一つ例を申しあげますが、昨年度までは委員の皆さまにはこの第三者評価が行われた評価書のみを提示させていただいておりましたが、具体的にどんな点でどんな意見があったのかということ、それをどういうふうに学校は改善しようとしているのかということが分かるように、今年度は具体的な委員さんから出た提言、意見を載せたものを示しております。そしてそれを受けまして学校はその委員からの提言を受

けて、その課題をいつ、どういうふうにして改善をしていくのかという計画書も合わせて添付させていただいております。学校によっては、その改善時期が28年度の前期であったり、29年度にまたがっているものや30年度にわたっているもの、長期スパンで行うという学校もありますが、早く改善できるものはなるべく早期にということ、事務局としてもまた学校と相談をし、意見を聞きながら指導のほうを入れていきたいと考えているところです。以上でございます。

報告事項エ 鳥取県立図書館託児サービス「託児で来ぶらり」について

○福本図書館長

続きまして、報告事項エ、鳥取県立図書館託児サービス「託児で来(らい)ぶらり」について報告します。鳥取県立図書館では、児童サービスは以前から非常に人気がありまして、子ども連れの利用者の方も大変多かったわけですけれども、そうした利用者の方々のニーズを受けまして、この度託児サービスを開始したところでございます。これまでも平成20年に子育て応援コーナーを設置したり、様々な子育て応援、子どもの読書推進の取組をしてきましたが、利用者の方から子ども連れの際に、ゆっくり本を読む時間がほしいという意見をかねてから頂いておりました。岐阜県立図書館で以前から県立図書館として初めての託児サービスをやっているということで、そういった例も参考にしまして、4月13日から毎週水曜日、金曜日の午前10時から正午までの間で託児サービスを開始しました。場所は2階の「お話の部屋」というところで、大きな階段を上がって左に曲った奥の突き当たりの部屋になります。対象年齢は0から6歳児、未就学児のみです。最初に始めた岐阜県のほうは0歳児から2歳児までということで、若干それと比較すると対象年齢が広がっております。定員については、託児サービスの実施に当たって保育士免許を取得しておられる保育のサポーターの会がございまして、そういった方々のご協力をいただいてやるんですが、小さいお子さまに目が届く範囲になりますので、最大4人までとさせていただきます。それと合わせて原則1時間までとして、できるだけ多くの方に利用していただくようにすることでやっております。現在まで4回の実施がありまして、4月13日のスタート時には1組の利用がありましたが、その後15日は2組、20日には2組、22日には4組のご利用がありました。今日も実施しているところですが、利用の申し込みがあったようでございます。途中テレビの取材などもありまして、利用者の方の声としまして、「子どもを連れていくと子どもが図書館の本棚から本を引っ張り出したりして目が離せない。託児があると非常に助かる。」という声や、「短い間だけれど預けられると本当に楽です。逆に長時間だと持ってくる荷物も増えるので、このくらいの時間が丁度いい。」というような声がありました。それから、「図書館で託児サービスをすると最初聞いたときは、本当にびっくりしたが、ぜひ今後も利用したい。」という声がありました。原則1時間というのはどうかと思っていたんですけども、長時間になればなるほど、飲み物とか様々な準備ものが必要になるということで、1時間という設定も、検討は続けますけれども適当だったのかなと思っております。

今後の取組としましては、チラシの配布ですとか、ホームページでの広報を行い、積極的にマスコミに情報を提供して、利用者への周知を全県的に図りたいと思ってお

ります。それから、利用者の方には帰りにアンケートを書いていただいております、様々なアンケートの内容を参考にして、より良いものに改善していけたらと考えております。以上です。

報告事項オ 第5回及び第6回鳥取県立美術館整備基本構想検討委員会の概要について

○大場博物館長

では、美術館整備検討委員会第5回・第6回を開催しましたので報告させていただきます。第5回委員会では運営費等について提示させていただくというのがメインの内容でございます、運営費等をお示ししたところでございます。これにつきましては、年間39億円程の運営費が必要なることを提示し、合わせて事業計画を提示させていただきました。その事業計画について「美術館への期待が高まる内容になっている」というご意見を頂いた一方で、「建物が大きくなっただけで多くの入館者がきてくれるわけではないのに、20万人という入館者を目標として掲げてもそれだけ来てもらえるのかな？」というご意見もございました。これにつきましては事務局の回答に書いておりますように、常設展示室をジャンル別として前田寛治と辻晋堂の代表作品を常時見てもらえるようにすることによってファンを引きつけられるんじゃないか、企画展を7回ぐらい開催する予定にしておりますので、そういったことで多くのお客さんに来てもらえるようにしたいということで考えております。20万人というのも根拠のない数字ではないのですが、今後県民の皆さんの意見をよく聞いて進めて行く中で、場合によっては、もうちょっと低くするというのも考えてもいいのかもしれませんが、逆にお金を使って作る以上はあまり少ないということでも、理解を得られないのではないかと考え、現在の数字としております。

また、事業計画、収支予算を見ていただき、それについてのご意見もいただいております。「企画展を増やすなど、事業計画が非常に盛り沢山だけれども、それに比べて職員数は2人程の増員では少ないのではないか」というご意見や、「調査研究費等についても、もう少しきちっと確保する必要があるんじゃないか」というご意見もございました。ただ、一方で20万人の方に来ていただければ収入も増えますけれども、運営費もそれに応じて事業を充実させるために増えますので、一般財源の持ち出しも増えるようになるということです。これが1.2億円程増えるということで、県民の理解が得られるのかという意見がございました。こういったご意見につきましては、現段階では、あくまでも整備費という一つの想定モデルだということで、今後実施に向けていく過程で、いろいろ精査する余地は十分ございますし、県民の皆さんの声をいろいろ聞く過程で、基本構想の中でも精査して、必要に応じて見直していくように考えているところでございます。

そのほか、総務管理部門については指定管理になじむだろうけれども、学芸部門についてはなじまないだろうから、指定管理は検討するとしても、船上山少年自然の家と同じように総務管理部門だけを指定管理にするという方向で考えてはどうかという意見もありました。

また、PFIについて、この委員会実施段階では県の方針としては案であったのが、現在は「美術館についてはPFIを検討すべし」という方向となっていますが、次回に提示させていただくということで、このときは議論を終えております。

それを踏まえまして4月25日に、6回目の検討委員会を行いました。ここでは現在進めております、専門委員会の概要なり、PFIの中間的な報告をさせていただきました。

美術館の評価状況については、次の議題で詳しく報告させていただきますけれども、専門委員会で現地視察を終えて、委員の皆さんに、一次的な評価をしていただいて、その結果について意見交換をしました。評価については各項目について○×△がついていますが、それについて具体的な議論に入っているところをございまして、専門委員会でいろいろご意見もございました。評価について、景観等だけでなく、コンセプト等もご説明した上で、それに基づいて立地条件を踏まえての評価検討をお願いしているんですけど、なかなか徹底していない部分があるというお話をさせていただいております。

また、この委員会でスケジュールの再検討をご提案させていただくつもりだったのですが、その提案の前に、「美術館で行う活動を具体的に説明すると、より美術館について県民に理解されるのではないか」という、発言もある中、議論して参りました。従来のスケジュールですと、6月議会前にはある程度の取りまとめをして、議会に次のステップに向かう基本計画の検討予算をお願いしようかと考えておりました。ただ、マスコミ等で報道されておりますように、中身の理解が十分でないんじゃないか、場所の話ばかり議論が集中しているんじゃないかというご意見もございます。我々としては委員会等では特にコンセプトからかなり丁寧にさせていただきましたし、コンセプトから機能を導き、施設設備を導き、立地条件ということで中身を議論した上で進めてもらってまして、そういうことは住民説明会でもいろいろ説明してきたつもりなんですけども、ただ、結果としてそういう声があるということをお県の皆さんには、やっぱりその辺は十分理解してもらえていなかったかなということも思うわけでございます。この事業計画につきましては、コンセプトだけの議論ですと非常に抽象的で、県民の皆さまもなかなか理解しにくいのですが、事業計画をベースにしますと話が具体的で「こんなこともすべきではないか」といういろいろな意見をいただきやすいですし、理解も進むのではないかと考えておりました。中身を議論してもらった方がいい材料になるのではないかと考えております。なので、ここで集中的に住民出前説明会をやるとか、逆に県民の皆さんに来てもらって県民フォーラムのようなかたちで、これを東部・中部・西部辺りで全県的に開催するというような啓発活動をやった上で取りまとめの作業を進めていくべきではないかと考え、そういうスケジュールを今回提案させていただいているところでございます。

そうしますと、従来6月議会で次のステップに進む予算のお願いと申しあげておったのが、早くても9月議会ぐらいになります。このままの県民の皆さんの理解が不十分のままで、アンケート調査をすると「しなくてもいい」という意見が多数になってもちぐはぐになりますので、慎重に進めさせていただいたほうがいいのではないかと考えて、ご提案申しあげて皆さんに了解をいただいたところでございます。

それと今回重点であるPFIの話についてでございます。まず、文言の説明ですが、PPPというのは、「public」と「private」の「partnership」の略で、指定管理、

市場化テスト、完全民営化といったことも含めた、民間手法を行政の施策に持ち込むやり方の総称です。その中でPFIと言いますのは、特にハード面について、施設を整備していくときに、設計、施工、その後の運営を一括して民間事業者に行ってもらい代わりに、公共主体としては運営委託料、建設費の分割償還を毎年支払うことで公共施設を民間に委ねるというやり方であり、したがってPFIでやる場合には運営を民間業者に任せますが、その方法については、すべてをまとめて移管するというやり方もありますし、業務委託で個別に保守管理、施設の維持、修繕、接客業務というところだけを部分的に委託するというやり方もございます。方法がいろいろある中で、包括的に運営を任せるのが指定管理であります。おそらく指定管理についても、このPFIとセットで考えていくということが必要になってくると思います。PPPにつきましては、前々回の検討委員会に出したときは、県の方針はまだ案だったんですけども、その直後に、まず、建設整備費が10億円以上の公共施設、あるいは運営費が1億円以上の公共施設については必ず、PPP、PFIを検討しなさいということになりましたので、新しく作る美術館は整備費が10億円以上ですので、典型的にPFIを検討することになると思います。また、単年度の運営費も1億円以上となりますので、管理方法を検討しなければいけない。これは現在運営中の施設も含めて検討することになりますので、教育委員会所管の施設でも今後指定管理をあらためて検討しなければいけないとなるかと思いますが、美術館についても検討します。この検討は2段階に渡ってやるようになっておりまして、第1次検討で内部での簡素なかたちでやり、2次検討で専門的な外部アドバイザーを活用することにより、詳細な費用の比較、つまりPFIにするのと直営にするのではどちらが安くあがるかという費用比較を行った上で、最終結論を出しなさいということになっておりまして、2次検討は外部のコンサルタント等に委託しますので、数千万単位のお金が必要となります。指定管理での検討ならそこまでは金額が必要にならないかもしれませんが、PFIでの検討の場合は数千万円のお金が必要になります。従って予算がないとこの段階に移れません。美術館についての検討の場合は、基本計画の策定と合わせて実現可能性調査も合わせて委託するというかたちで、次のステップで行うことになると思いますので、基本構想の中では1次検討までしかできないし、1次検討にしても2次検討にしても最終的には検討委員会等ではなくて、県庁の中に設けられます戦略会議で結論を出すことになっておりますので、現段階では基本構想の中では1次検討の自己評価といいますか、そういったものをして基本構想に盛り込むのが精一杯になるかと思いますが、今回自己評価を行いました、これについては、定量評価と定性評価に別れますけども、まずは定量評価についてご説明させていただきたいと思っております。

これについてはまず資料3の左の欄を見ていただきたいと思いますけれども、これは従来手法ということで、直営で行った場合の金額を算出してあります。整備費は現在70億円から100億円といわれておりますので、その中央値の85億円とし、そこから設計や工事監理かかる金額を4億円と想定し加算した89億円としてあります。運営費は先般算出した約3億9千万の20年間分で77.8億円。利用料金収入についても運営費を計算するときに算出しました2800万円の20年間分で5.6億円。運営費については一般財源ですが、整備費につきましては89億円のうち75%には起債が当てられ、その利率は大体1.3%で償還期限が20年ということもありまして、PFIで民間に任せる期間は20年として金額比較してありますが、そうすると

その期間の金利が9.5億円となります。合計すると必要金額は176.57億円でありますけれども、これは将来払うべきお金も含んでおりますので、現在価値に割り戻すという作業が必要になります。割引率が年2.6%ですから、現在価値に直すと136.9億円ということでございます。

それをPFIで行った場合はどうなるかということでございますけれども、これについては、国のほうで標準計算式がありますのでそれに習って算出しております。整備費については民間に任せたら10%の削減は見込むということでございますので、89億は80.1億円になります。運営費についても指定管理にしたと同様に10%の削減を見込むということでございます。ちなみに、今後本部会計で計算されるときは、もう少し本県の実態に合わせた数字にしようということ、数字は変化する可能性がありますけれども、今のところは国の算定方法に従って計算したものを記載しております。利用料金収入については、民間の創意工夫でやると逆に10%ぐらい増えるだろうということ、6.2億円。一方、資金調達費用は民間の市中銀行から借りますので、金利ももう少し高いだろうということ、0.5ポイント上乗せということで、1.8%の金利で計算しております。更にPFIにするときには2500万円から数千万円かかるのですが、現段階では国の算定方法である最低の想定金額の2500万円を見込んでおります。更にかかる費用として、法人税について実効税率32.1%で計算して300万円があります。また、民間企業でございますので、株主に配当金を出さなければいけない。その配当金相当額が20年間で600万円ということで、それらを合算すると150.3億円となります。これを現在価値に換算すると123.8億円となります。PFIにしたときにどれだけの費用効果が出るかというのをVFMと言うようですが、136.9億円から123.8億円を差し引いた13.1億円のVFM、つまり費用効果が出るというのが1次検討の結果でございます。従いまして一定の効果が見込まれる以上は少なくとも2次検討はすべきというのが、この検討の結論になると思います。

あと、定性評価でございますけれども、定性評価はごくオーソドックスな話をまとめさせていただいております。民間のノウハウやネットワークを活用したら住民サービスも多少見込まれるでしょう。あと管理運営も設計建設から管理運営まで一括して民間業者に任せるわけですので、民間事業者ですとその都度発注する場合に比べて、管理運営のことまでも見通した、運営費がなるべく安くなるような建設方法をとれるのではないかと、設計段階からそういう配慮が行き届くのではないかとということで効率化が期待できます。ただ、逆に言いますと、効率化を検討するあまり、建築的に美術館らしい凝った建物というのはあまり期待できないというのもあるかもしれません。また、特に民間事業者にやってもらう場合には金融機関に融資を仰ぐこととなりますので、その銀行がリスク管理について厳しくチェックしてくれるだろうということで、リスクを想定した責任分担が明確になるということでも効率化が期待できるということもあります。また、民間のノウハウや創意工夫による新たな発想も期待できて広報宣伝の効果もあり、施設の魅力も向上させて利用も促進することもできるだろうということ、更に施設の目的や機能面から考えても、モニタリングも定期的に行われるので、達成状況がチェックされるということで、目的の部分も十分に発揮される部分もあります。

しかし、学芸部門の業務につきましては、長期的な視点でこつこつと継続的、戦略的にやっていくということが必要なものが多いわけですが、それを指定管理期間が限られる民間事業者が担うということになりますと、そういう継続的、戦略的対応がおろそかになるおそれがあるというデメリットがあるということは考えております。そういうこともありますので、先程申しあげましたように、指定管理をする場合でも総務管理部門に限定してやってほしいというのは検討委員会の方向性でございますけれども、最終的には庁内会議のほうで考えられて、結論が出されます。更に、県の関与の必要性に関しましては、美術館の業務は公権力を行使するようなものではないので、行政がどうしても直営というものではないのですが、社会教育施設であることははっきりしており機能を放棄することはあり得ませんので、営利性について追求するのはあまりよろしくないだろうと思っております。しかし、民間事業者の場合は、株式会社は営利法人でございますので、営利性をある程度追求するのはいたしかたない中で、収益等の増加等に結びつかないような事業・業務についてもある程度維持していただかないといけないので、完全に任せきりということにはならないだろうということは言えるだろうと思えます。

その他、個別の法律による制約、例えば福祉施設であれば社会福祉法人でなければ運営できないということを想定されてのチェック項目ですが、博物館法の制約はあるが、民間企業の運営を困難ならしめるようなものではないというような整理をしていることをご説明したところ、神奈川県立近代美術館館長の水沢委員から、葉山館（美術館）をPFI方式で創立されたときはなかなか大変だったという意見がございました。ただ、ここについては、こういう方向で進めてほしいという意見はありませんでした。あと、今後の進め方については、委員のほうからも、「コンセプトについてはいろいろ議論してきたんだけどなあ」という意見がございましたが、「まとまって響くものがないのかなあ」というご意見、あるいはフォーラムや意識調査では、「美術館はなんで必要なのかということからしたらどうか」とか、「県民フォーラムでは創作活動家にいろいろ意見を言ってもらえるようにしたらどうか」とかいう話もございました。現状では素案を提示しているだけなので、また会長にも相談させていただき、どういったかたちでやるかということを考えていきたいと思っておりますが、6月から7月にかけてフォーラムを実施したいなと考えております。先程言いましたように、あらためて特色づくりについて議論していただけたらということで、これまでの検討をまとめたような資料をお示して、ちょっとご議論いただこうとしたのですが、その中で「コアセンターを作ってそれ以外に古民家等も活用して、サテライト施設を設けて全県的に施設を分散配置してはどうか」という今までの方向性を覆すような意見が出まして、困ったなあと思っておりましたところ、他の委員さん方からは、「そういうふうに施設が分散していますと規模のあるところしか行かなくなるから、あんまり良くないんじゃないかな」という意見、「それは施設の在り方というよりは、事業の在り方のほうで考えたらいいんじゃないか」といったご意見、あるいは「市町村と連携する中で考えていく話じゃないか。県としては一つの中核施設を考えるべき」というご意見、更には水沢委員から神奈川県の実例として「そういうふうに施設を増設して分散させていくんだったら、運営組織も当然それぞれに貼り付けていかなければならないから、それは財政的にも難しいですよ」ということで、最初から分化していくのを折り込むんじゃないかと、独立のものとしてしっかりしたものを作るとい

うことを念頭に考えるべきじゃないか」ということでした。多くの方は新しい美術館に対して、ある程度従来の機能を供えたものというイメージを持っておられると思うので、そこにコアとサテライトに分けて、いろいろ機能分散するようなことを盛り込むと皆さんを混乱させるだけだということでございますので、今後としましては、出前説明会やフォーラムで県民の皆さんのよく理解を得た上で、取りまとめへ向けていきたいということで、次回の委員会を6月ごろに開催しますけれども、そのときには専門委員会の議論をしっかりとやってもらい、その候補地の調査結果を聞いていただくとともに、その結果を踏まえて、ある程度候補地を絞ったら県民アンケートをすることを前から申しあげておりましたので、その内容について議論していただくというように考えているところでございます。

報告事項カ 第2回及び第3回鳥取県立美術館候補地評価専門委員会の概要について

○大場博物館長

続きまして、報告事項カの、候補地評価専門委員会の概要について報告させていただきます。これにつきましては先程申しあげたとおり、現地調査を終え、その結果を踏まえて委員の皆さんに○×△で評価をしていただきました。第2回と第3回の2回に分かれましたけれども、皆さんから1ヶ所ずつ○×△を付けた理由を一人一人に説明していただいて、それを踏まえて議論をしていただきながら、すべての箇所について一次検討を終えたというところでございまして、詳しい議論の結果、その主な論点については、資料に記載させていただいています。推薦された候補地の他に、前の美術館構想の候補地だった鳥取市桂見についても評価をしていただいております。これにつきましては、鳥取市からは今回正式な候補地としては推薦してしないけれども、前の構想は凍結されたままで、廃止はされていないんだから、県としては何の検討もしないというわけにはいかないのではないかとのご指摘をいただきましたので、参考地といいますか、準候補地といいますか、そういうことで検討していこうということで、委員の皆さんにも見ていただいて評価をいただいたところでございます。

その他の意見としまして、「そもそも在り方についてよく議論してから立地場所を決めるべきではないか」といった意見もございましたけれども、もともと、コンセプトについてしっかりと議論した上で始めたものなのでこんな意見が出るはずはなかったのですが、住民説明会でも平行して中身についても議論してもらった上で、やってもらいますし、この評価委員会の議論も、じっくりやっていただきたいというところでございます。

「西部から見ると鳥取は遠い」という意見もございましたけれども、あまり中部とか東部とかエリアで考えるのではなくお願いしたいということで申しあげましたし、「最終的にあんまり絞り込めないんじゃないか」というお話もございましたが、こちらとしては県民の皆さんに、ある程度場所を絞り込まないと、どこにつくるか見当もつかないような話だとなかなか皆さんも判断しにくいだろうから、せめて1箇所とは言いませんけれど、3箇所ぐらいにはなんとか絞り込んでもらうように話をしているところでございます。

現時点の専門委員会の評価については、○×△を付けていただいておりますし、推薦した市町村で×が付いていると、いろいろ言いたいこともあるだろうと思っております。正面からの反論というよりも、評価ポイントの見落としとか、誤解に基づく評価はないかを照会しております。その市町村から返ってきた意見、他の委員の評価結果についても、いろいろ見ていただき、その理由等も説明していただきましたので、これらを踏まえて多少委員自身も評価を変更されるということもあるかもしれないということで、必要なら修正をしていただき、その結果を整理したところで、あらためて5月下旬以降に議論させていただきたいということで、じっくり腰を落ち着けてやっていただこうとしているところでございます。

報告事項キ 平成28年度第1回鳥取県立博物館協議会の概要について

○大場博物館長

報告事項キ、博物館協議会の概要についてでございます。博物館協議会については、従来から毎年、博物館の運営状況について伺うことで、その年度の予算、事業報告をさせていただいて、それについていろいろ意見を伺っているところです。今年度から博物館については、美術館を作った際に残る自然・歴史分野の在り方について博物館の改修の基本構想ということで、この協議会で議論していただいております。これについても、事前にいろいろと委員会でも報告させてきていただいております。今回は前回と同じ資料に基づいて議論いただきました。コンセプト部分、機能部分について議論していただいたところでございますけれども、その後委員の交代がかなりございましたので、新しい委員さんにもこれからの議論のベース・コンセプトになるところについてもう一度あらためて議論していただいたところでもあります。そういう意味で、主な意見としましては、美術と歴史部門の境目をどうするのかという話がございます。これは今後も検討していただくということでございます。どの程度の改修になるのかということにつきましては、美術で空いた収蔵庫を全部歴史に転用するだけではちょっと足りないということを説明させていただいております。また、現施設の改修についても、本格的に耐震改修を行いますと、2、30億円の費用がかかりますので、当然PFIの検討は必要になるということを報告させていただいております。

また、構想の中身について、鳥取県のことをメインにすべきであって、国内外の歴史や自然と同列の扱いにはする必要はないのではないかという意見がございました。どういう形がいいのか検討させてもらおうと思っております。基本的に歴史と自然を融合させたような展示もしたいということも考えておりましたが、それを全面的にするのかという意見もございましたが、そこまでは考えておりません。部分的にそういうコーナーを設けたいということでご理解いただきました。また、博物館の重要な収集保存機能について「蔵」という言葉を使うのがいいのか、という議論がありましたけれども、この辺もまた考えていきたいと思っております。また、この機会に駐車場不足を何とかするべきではないかという意見がございましたが、あくまでも現施設の改修についての検討なので、今回は難しいが、いろいろ考えさせていただきますというお話をさせていただきました。以上でございます。

報告事項シ 平成 28 年熊本地震に係る鳥取県教育委員会の対応について

○林教育総務課長

続きまして、報告事項シでございます。平成 28 年熊本地震に係る鳥取県教育委員会の対応についてでございます。この地震に対して県全体として支援策を行っていくようにしております。教育委員会としましても、東日本大震災の際に行いました支援をベースにして、同等の内容を行いたいと思います。転入学の支援、入学支度金の支給や、奨学金、授業料、入学料、入学選抜手数料の減免ということ、鳥取県に避難された方への支援として行いたいということで、これは 4 月 20 日付で基本的の方針決定しまして、現在対応しております。今後予定したり、考えたりしている支援として、子どもたちについて、学校がずっと休みになっている状況からしても、スクールカウンセラーの派遣や、学校再開に当たっての指導主事、文化財もかなり毀損している状況もあれば、文化財主事の派遣等についても、今後検討していく状況にあると考えています。避難される方への支援につきましては、知事部局等全体でパンフレットを作り、それを 21 日に避難所の運営支援に出た第二陣が印刷したものを熊本のほうに持って行って配布等もしておりますし、ホームページにも載せております。教育委員会事務局の職員についても、派遣の団のメンバーとしては現状 5 名程度行っており、今後も 15 団まで派遣をする予定となっております。その中の何名かは教育委員会事務局の職員も行くことにしております。実際に昨日の時点で県内にも十何世帯、避難されて来ている方がいます。ただ、その方々に就学のお子さんがあるかとかの細かい情報が、県としてはまだ把握しきれませんが、鳥取県にも来ておられる方がいるということですので、相談にはそれぞれの窓口で対応するというところで、情報の共有を図っているところでございます。以上でございます。

報告事項ス 大山山麓地域の日本遺産認定について

○片山文化財課長

報告事項スでございます。大山山麓地域の日本遺産認定についてでございますが、4 月 19 日に文化庁で日本遺産推薦委員会が開催されまして、その結果 25 日に 19 件が平成 28 年度の認定とされ、その中で大山山麓が選ばれたということでございます。大山山麓地域の認定内容であります、「地蔵信仰に育まれた日本最大の大山牛馬市」でございます。大山の頂上に現われた万物を救う地蔵菩薩への信仰は、平安時代末以降、牛馬のご加護を願う人々を大山寺に集めました。江戸時代には大山寺に庇護された信仰に裏打ちされた全国唯一の「大山牛馬市」が隆盛を極め、明治時代に日本最大の牛馬市と発展しました。それを目当てに地域が拓かれており、その道沿いの発展や農村風景や食文化が現在にも生きついているということが認定されたというものでございます。それを受けまして、昨日大山寺の山門前で関係者に出席いただきまして、盛大なセレモニーを行ったところでございます。今後、昨年度も日本遺産に認定された三朝町とともに、これらを鳥取県の優れた文化・文化財があるというところ

ろを発信しまして、こういったものを地域の活性化につなげる取組をしたいと思えます。

○中島委員長

報告事項アについてはいかがでしょうか。

○若原委員

教職員の対応要領をつくって、教職員対象の研修会などで周知していかれるということですか？

○林教育総務課長

既に通知をして配布はしていますが、個別、各課、所属等での研修会を行いながら、中身をより周知していきたいと考えています。

○若原委員

現場ではもっと細かい要望も出てくる可能性がありますね。

○林教育総務課長

そこは個別に一個一個出たものすべてを載せるかたちにはなかなかありませんので、現実の話として、とくに児童生徒に絡むものは個別判断になると思います。同じような内容、要望でも、学校や児童生徒の健康状況等によって対応の仕方がどうしても別れてくる場合もあり得てくると思いますので。それを一般論的に書いていくべきということであれば、その中をまた改訂していきながら、具体例を、全所属、全学校で共有するものと、個別に対応するものと、分けて、少しずつ実際運用しながら直していくものです。

○若原委員

学校によって対応が違うということもあり得るわけですね。

○林教育総務課長

はい、特に特別支援学校と県立高校では同じ県立学校と言っても、基本的には対応の流れも違ってきますし、そこは一律的には少し言いにくいところです。

○中島委員長

そこら辺の情報共有というのは、どういうかたちで行われていくんですかねえ。たとえば、この学校でこういう要望が出て、こう対応しました、ということが、もちろん対応は個別的だと思うんですが、その情報共有というか、どういうふうに蓄積されていくかということですね。

○林教育総務課長

具体的には、特別支援教育課で、校長会等でも、より詳しい内容の、要領というだけではない考え方、具体的事例を、示していただいているのですが、そういった内容についての研修等も踏まえながら、学校で上がってきたものが校長、特別支援のコーディネーターを通して相談が上がってきたり、施設に係るものであれば、当然教育環境課のほうに施設設備のことで相談が集まってくると思います。その中で共有、蓄積を図っていくと考えています。

○中島委員長

そこはある程度、他の人も見えるかたちというか情報共有ができるように、他の学校の先生なんかも、「こういうケースは、こういうふうに対応した」と見えるようにしたほうがいいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

国のほうもインクルーシブ教育ということで、何年も前から取り組んでおりまして、合理的配慮の具体例をデータベース化しているものがあります。まだ、事例が十分ではありませんけど、そういう事例も参考にしながら、情報共有を図っていくというような国の動きも実際にあります。

○佐伯委員

実際に肢体不自由のある児童は、通常の学校の中に、そういう特別支援学級ができていて、そこで生活することもあつたりしますが、体育なんかはある程度できるところは同じ時間の中で、個別にやったりしているのでしょうか。特別支援学校の肢体不自由児の部門にセンター的機能として助言をもらったりして、やっているんですか。

○寺谷教育次長

私が以前にいた学校では、肢体不自由児のいる学級はありましたけれども、基本的に体育の時間を交流の学級と合わせて授業していて、たとえば、運動会で一緒の競技に出るときは、一緒の練習をしますし、逆にそれはできないというケースでたとえば持久走の時間があつたりすると、そこは別メニューでやりますし、特別に何かをしなければならぬときは、支援学校と連絡をとって、どういうメニューで、どういう訓練を個々にしたらいいかということは、連絡を取りながらしていました。

○松本委員

障害者差別解消法の理念というか精神が、教職員には特に以前から進んでいると思うんだけど、意識の部分で各教職員に、温度差があるというか、このことに関わっている教職員は、非常に理解もできているし、何かあつたらパッと判断できるけれども、一方で普通学級とかであまり関わってなくてその意識がないと、「なぜそれが差別になるか、どうしてこういう配慮をしなければいけないのか」という発想から始まる可能性があると思います。文書で一杯書いてもなかなか読む暇もないわけだから、障害者差別解消法の主旨・精神をたたき込んでほしいなと思います。主旨がわかれば、あとは自分の頭で考えれば分かるんじゃないですか？障がいのある人に会ったときとか、困ったときにどうすべきであるかということも考えられるわけで、その前の段階の意

識改革を教職員に徹底したほうが良いと思います。法律が施行されているのに、全然まだ社会的には認識されていないですよ。申し出があつてから段々広がるんですけど、どこ吹く風みたいな人が多いと思うんです。少し徹底したほうが良いと思いますね。

○若原委員

そういうマニュアルのようなものがあつても、一人一人の先生が十分理解されないと、「君だけを特別扱いはできない」とか、そんなことを言う先生が一人でもいたら話にならないですが、個別の先生だけで判断が付きにくいこともあるんですね。たとえば、授業を録音してほしいとか録画してほしいとか言われても、その先生だけではたぶん対応が分からないと思うんです。やはりそういう学内の校内委員会として合意形成を調整する役割が必要だと思うんです。一人一人の先生の認識を支える校内体制の整備が最初だという気がします。

○中島委員

先生方への研修というのは、どういう機会で行っていらっしゃるんですかねえ。

○大西教育センター長

教育センターですけど、教育センターにおいても様々な基本研修といわれる研修の中で、教育課題の重要な一つとして特別支援教育を位置づけており、法的配慮等について、管理職のマネジメントを含め、学校体制をどうやっていくかということについて研修しています。その辺りの確認をしながらやっていきたいと考えております。

○足羽参事監兼高等学校課長

高等学校では、各学校で特別支援教育の担当を決めておりますが、これも人事異動によって変わることも考えられますので、その先生としてすべて専門的な方が揃うということはありませんので、やはり委員さんからありますように、「何が合理的配慮か」の考え方の主旨等を専門的な見地から教職員に伝えていく部分が必要かなと思っております。昨年特別支援教育課から指導主事を招きまして、合理的配慮というのはどういう意味なのか、法ができた背景というのを全校職員で研修会を持ったりしました。そういうことを今のご意見を考えますと、全体で機会を多く捉えて浸透させていくことが必要かなと思っております。

○寺谷教育次長

今、通常学級に在籍する発達障がいの子たちというのはたくさんいまして、たとえば集団での指示が通らないとか、行動ができないとか、通常学級の担任は日常的に課題として持っています。ですから学校の体制としてそういうことが課題としてある学校、どこもそうなのですが、やっぱりユニバーサルデザイン等の研修を通じて授業の改善を図るとか、接し方やいろいろなことの研修または障がいに対する理解を深める学習といったようなことは研修としては、ここ数年とくに進んできている分野だと思います。校区でそういうことに取り組むのは学校だけでなく、小中の連携だとか保・幼・小・中も含めて、ずっと持ち上がって情報が共有できるというようなことをやっ

ているところです。ですから今がスタートではなくて、もうスタートしているのですが、特に意識を持って合理的な配慮ということについて、もうちょっと事例を積み重ねながら、研修等ができれば補っていけるんじゃないかと思います。

○若原委員

小中と言われましたけど、幼稚園から小学校に引き継ぎがあまりうまくいっていないんじゃないかということを知ったことがあるんですね。幼稚園のほうが支援シートで一生懸命一人一人の記録をつくって小学校に提出するんだけど、小学校のほうであまり見られていないんじゃないかということを知ったことがあるんですね。

○寺谷教育次長

連絡役としてコーディネーターが位置づけられていますので、たとえば幼・保との連絡でありますとか、中・高の連携だとかというのは、コーディネーターを通じて支援計画や指導計画を引き継いでいくようなかたちができていると思います。なかなか引き継ぎがうまくいってなかったりということがありますが、基本的には意識がそのつながりの部分で、きちんとしないとイケないという意識はあると思います。

○山本教育長

よくありがちですけども、システムを作ったり要領を作ったりしてしまうと、我々の仕事は終わりということにならないように、一人一人に徹底できるような格好で取り組む必要があるなど、今の意見を聞きながら思いました。研修についても、どういった格好できちっとさせるのかということを知り、しっかりもう一回把握して「必ず校内で一回はせよ」と指示するのか、といった辺りを検討したいと思います。

○中島委員長

いかに制度に魂を入れていくか、ということだと思います。とりわけ学校ということになると、障がいのない子たちに、障がいということについてどう理解させて、「仲間に入れてあげる」のではなくて、「一緒に生きるんだ」ということを認識させないか、ということですね。思想性の部分と、具体的な部分の両方をどう伝えていくかということが求められますね。実際は十分されていることだと思うんですけども、そこのところをもう一段人間的なものにしていくために、マニュアルではなくて、人間的な関係にどう落とし込んでいくかということですね。今までどおり進めていただきながら。

では、いいですか？では、報告事項イにいきましょう。報告の中で足羽課長がおっしゃったメッセージ性ということが非常に大事ななと思っていて、このあいだの4月19日の学力学習状況調査というのは、非常にメッセージ性を大事にされていると思うんですね。今の小学校中学校において、どういうことを子どもたちに学力として身に付けていくかというメッセージが非常に強い発問になっているかなあと。新聞に高校入試の問題とか出ますが、その際にどういうふうにこのメッセージ性を届けていくのかという部分でいうと、なにかより一段いい方法がないのかなあとお話を聞いて思うんですけど。

○足羽参事監兼高等学校課長

県教育委員会として、公表する場というのがあるのですが、なかなか新聞には載らないという状況です。

○中島委員長

学力学習状況調査というのは、できるだけ自分で解いてみようと思うんですよ。ただ、高校の入試問題はなかなか解こうと思わなくて。

○山本教育長

学力学習状況調査で、こういう問題ができてなくて、意図的にこういう問題を盛り込みました、というレクチャーはしております。取り上げてくれた新聞があまり大きくはないながらもあったんですけども、高校入試についても我々のメッセージを伝えてくれたという部分をもう少し強く考えたいと思います。

○中島委員長

発信はしているわけですね。

○松本委員

東部・中部・西部で得点状況に傾向があり、地域性というか、何かはっきりさせなければいけないところがあるのかなのかと。去年も同じパターンですね。東部のほうが平均点が高いし。それぞれの把握はできているのですか？

○佐伯委員

あと、国語と数学だけ、無答の部分が高い問題があって、あとの教科はそうでないのかなあと思ったりして。全く記述のない問題というところについては、思考力とか表現力とかいうような部分が落ち込んでいるということですか。

○足羽参事監兼高等学校課長

そうですね。やはり文字で文章化する、あるいは今年顕著だったのは数学の問題で証明の過程をずっと説明をしていくという問題が無答率が高かったです。数学のところで書いていますが、数量を数式で表して学理的に考察し課題解決する問題、思考の過程を記述する問題の正答率が低かったです。実際に私も答案を見ましたが、白紙がほとんどというようなケースが、学校によっても違いますが、かなりありました。ある一定の思考をまとめて表現するということまでの力を持っている生徒でないと、やはり書き切れなかった問題だったのかなと、感じた部分はありました。

○佐伯委員

鳥取県の全国学力テストで、たしかその部分はよくなってきていました。

○足羽参事監兼高等学校課長

それを受けながらも、もう一つ高校入試として、ちょっとレベルを上げていることがリンクしているのかなあと。

○松本委員

最後のページに総得点があるでしょう。分布を見ると15点とか、そういう得点の低い人の進路はどうなるんですか？そういうお子さんも高校を受けるときの指導は、大体そもそも得点が取れないことが分かるじゃないですか。そういう生徒はどうなるのでしょうか。また、指導とかももうちょっとやりようはないのでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

中学校のほうとも大きく関係すると思いますが、たしかに高校の学習を進めていく上では、ある一定の学力を測る必要があるという点では、やはり不合格とせざるを得ないケースが多いと考えております。指導という観点でいきますと、中学校側ではなかなか学力が伴わないという状況は、中学校段階からあったということは当然見込まれますので、そういうなかなか学力が伴わない生徒への指導の在り方、それを受ける高等学校としての連携指導の在り方を考えてみたいと思います。

○松本委員

これは合格した生徒のデータじゃないですよ。

○足羽参事監兼高等学校課長

受験者のものです。

○小林小中学校課長

中学校のほうも、進路指導は、ただ受かるとか受からないということの進路指導じゃなくて、その子の将来のことを責任を持つ必要があると思います。そういった中で、ここに点数があまり低い子が、どういうことでこういう点になっているかということも、当然あるかとは思いますが、最後まで学校に行きたいとか、進学したいとかいう、その思いに寄り添った中で、本当に多くの選択肢を考えながら、進路指導をずっと中学校3年間を通して、子どもたちを進路ということに向き合わせていくといった取組をやっているわけですが、最終的に現実の結果でだめだったという場合も、たとえば通信制や、私立も含めた選択肢も維持しながら、最終的に本人が納得して「次で頑張る」という気持ちにならなければいけないと思いますので、その辺りを今中学校3年の担任を中心として共に最後まで向き合うという取組をされているところが現状であります。

○松本委員

基本的に5科目の総合点で合否が決まっているんですか？ほかに内申書だとか性格といったプラスアルファの部分で受かる生徒もあるんですか？

○足羽参事監兼高等学校課長

あります。高校のほうでは内申点、入学者試験、そして面接があり、内申点を重視する学校もあれば、入試の点数を重視していく学校もありますが、0対100ということはありません。すべてを見て判定しています。

○坂本委員

今回3月末で中学校3年生は、それぞれにきちっと進路は決まっていますか？

○小林小中学校課長

最後まで進路を考えて次につなげるということは、中学校で責任を持ってされているとは思っていますけれども、調査したわけではないので、全部が必ずそうだということは、申しあげられません。

○中島委員長

高校でもいいし、就職でもいいので、収まってない子はいるか、ということですがいかがでしょうか。

○小林小中学校課長

最終的には何らかの道を付けたかたちになっていると思います。

○中島委員長

それは調べることはできますか？どこにも決まらずに、何もしていないとか、ひきこもってというようなことも考えられますよね。何とか調べられないものでしょうか。

○足羽参事監兼高等学校課長

今追加でお配りしましたのが、今年度3月に実施しました入試の出題方針でございます。記者発表で、今年度はこの出題方針で、ということは公表します。そして、試験が終わった後に、各教科について、問題に即してこの問題についてはこういうふうなものが特徴ですということを担当の課長が記者に対して、説明をするようにしておりますが、なかなか新聞には載せてもらえていないという状況です。

○中島委員長

入試問題の社会的役割というのが、以前と比べて変わってきているなという感じがするんですね。「未来に向けて、子どもたちが必要な力というのは、こういうものですよ」ということの発信の意味というのは、すごく大きいんじゃないかと思うんですね。学力学習状況調査なんかを見ても、単純に算数や数学でも数字の操作ではなくて、いかに自分の生活体験に結びつけて、論理的に考えていくかというようなことを考えさせるようになっているんじゃないですか。ああいうのを見ると、そういう社会的な課題意識があるんだと、我々もよく分かるんですね。それはもちろん文科省の試験で、示されるということも大事なんだけれども、私たちの鳥取県の教育ではこういうことを課題として考えて、こういう出題をしています、ということが、入試の直後でなく、結果が出たところの報告でもいいと思うんですけど、こういう出題をして、こういう数学的な論理的な思考力というのを問うようにしましたというようなことを、しっか

りと伝えていくということが大切だと思います。単純にそれは試験の内容の報告ではなくて、未来に向けての学力はこういうことだということを発信していくことが大事なことなんじゃないかなと思うんですね。

では、報告事項ウとかエの辺りで何かありますでしょうか。

○若原委員

県立学校の第三者評価は、今回が2巡目の実施と書いてありますが、何年に1回というのは決まっているんですか？

○足羽参事監兼高等学校課長

大体8校で回しますので、県立高等学校では24校あるから、4年に1回で、今2巡目ということですよ。

○若原委員

毎年8校の評価するわけだと、次に自分の学校に第三者評価が来るのは何年後かということが分かるわけですね。

○足羽参事監兼高等学校課長

その3年間の間の改善点も評価の中で見えています。

○山本教育長

自己評価というのをまずやりまして、それに対して毎年必ず評議委員とかが入っての学校関係者評価があり、この評価とは別に第三者が評価をしております。

○中島委員長

すみません。読めば分かるんだと思うのですが、評価の項目というのは、学校ごとに違うのか。共通部分もあるけど違うところもあるのかということはどうでしょう。

○足羽参事監兼高等学校課長

別添の資料のほうで最初に説明させていただきました。大項目及び中項目は共通でございます。今回出ました8校では、進学指導あるいは就職指導についてはそれぞれきめ細かい指導がされているということで高評価をいただいております。鳥取商業の評価については、Aという模範となるような評価をいただいております。中項目の1(2)にあります、「大変良好な結果である。それが実績も継続的に続いており、就職先への定着も非常によく問題ない。これは生徒のがんばりに加え、学校の組織力、機能的に動いているという進路指導の成果である」という評価もいただいております。一方で生徒の満足度を図るような授業、学校生活のアンケートを各学校で必ず年2回は実施していますが、そのアンケート項目が「学校生活に満足してますか？」というようにちょっと漠然としているんじゃないかということについて、全体的に工夫改善が必要ではというご意見も、今回評価いただいた8校の中では見られたというのが特徴かなと思っております。

○松本委員

米子工業高校も進路指導がAですよ。すごいな、と思います。

○足羽参事監兼高等学校課長

ここも離職率が低いということや、各専門高校に配置をしておりますキャリアアドバイザーが非常に熱心に動いていただいているというようなことで、生徒と先生方との間に立って進路指導、就職指導に意欲的に勤めを果たしていらっしゃるということがあります。

○中島委員長

これに関してちょっと気になったのは、二日間評価委員の方が学校にいらっしゃるということですが、二日間だけで分かるのかなと疑問に思います。

○足羽参事監兼高等学校課長

活動状況が分かるような資料をお渡しして、それをじっくり見ていただきながら、委員から管理職だけではなくて、一般の教職員からも学校の様子を聞き取りもされて評価をしていただくようにしています。たしかに委員長さんおっしゃるように、回数がもっとあればより詳細にできるのですが、日程の難しさもあります。来ていただいたときには授業や活動なども見ていただくようにしております。

○坂本委員

すみません。前に聞いたかもしれませんが、評価委員の任期は何年ですか？ずっと同じ方が何年間か見られているところもあるんですか？任期が長いほうが変化が分かっているのかなと。

○足羽参事監兼高等学校課長

評価委員の任期は、1年間です。毎年お願いするのですが、その中で、継続してお願いしている方もいらっしゃいます。委員長をお願いしております環境大学の畑野先生につきましては、平成22年度にこの制度がスタートしてからずっと6年、税理士の齊藤氏が4年、元倉吉西中校長の岩垣氏は5年、環境大学の講師である川口氏は3年、他、今年度からの新規の委員以外はすべて2年です。なかなか継続してお願いするという事はそれぞれ事情もあり難しいかなと思いますが、おっしゃるとおり、一定の経験を持ちながら継続して見ていただくと、より変化も分かっているだけだと思っておりますので、数年を目途としたお願いをしていきたいと思っております。

○佐伯委員

託児サービスはいいことですよ、ぜひとも続けていただきたい。

○若原委員

報告事項エについて、託児サービスで保育を実際される方というのは、保育士の資格取得者ですか？

○福本図書館長

保育士の方もいますけれども、幼稚園教諭の免許を持たれた方、それから県がつくっている保育の養成制度を受講され、知識を持っておられるサポーターの方で保育サポーターの会という団体をつくっておられて、その団体と話をしながら、来ていただいています。15名ぐらい携わっていただいております、1日に必ず2人体制になるようにしています。

○中島委員長

若い世代のお母さんを対象に、ということで考えると、ちょっとネーミングがどうかと。

○福本図書館長

実は職員で話し合っているいろいろな案を出してもらって、最終的には私が決めました。ライブラリーとちょっとかけたいなあという気持ちもありまして。

○松本委員

気持ちはわかるのですが、文字にしたらあまり美しくないという感じもしますね。

○中島委員長

内容はいいと思います。暫く利用してもらってどうかというところですね。では、美術館関係についてはいかがでしょう。

○若原委員

候補地の評価結果の資料については、どの程度公開するんですか？

○大場博物館長

全部公開します。ホームページにも載せておりますし、市町村にも送っています。

○松本委員

これを見ると、△や×の評価ばかりで、がっかりするところも出てきますよね。

○大場博物館長

先日、北栄町の団体に対して出前説明に行ったら、場所の話はほどほどに内容の議論を、と話していたのですが場所の話で大分詰め寄られたそうでした。

○中島委員長

場所でいうと、倉吉が一番いいという評価ですね。ラグビー場が。

○大場博物館長

感じましたのは、委員さんにも地元意識というか、地元びいきの評価も出ているのかなあと。中には堂々と「地元なので、ここは○しかつけられないお」というものもありました。次には、その辺はしっかりと公平にお願いしないといけないかなと思っ

ています。これは誰が見ても同程度なのに、評価が○と×でわかるようなところは修正も必要になると思います。

○松本委員

候補地は、これでしぼることになるんですか？

○大場博物館長

それ以上は考えないです。

○松本委員

駐車場がないところがありますねえ。そういうところは評価が低いままですね。

○大場博物館長

高層化すれば駐車場はできるかもしれませんが、工事費が高くなりますから。

○中島委員長

場所のことは決まってしまうと思うんですけど。さっきおっしゃっていた、県民にその情報が、行き渡ってないじゃないかということについては、私も同認識です。構想自体はしっかりできていると思います。構想自体はある程度総花的になる部分はやむを得ないところもあると思うのですが、そうは言っても今以上に何か特徴を作れるかなと思います。たしかに具体的運営計画案を聞くと、すごく具体的に見えてくるなという感じがしたので、そういう部分をどうやって県民の皆さんに知ってもらえるかが大切だと思います。一般の方への説明会とは別に、報道機関にターゲットをしぼって説明されたりということはどうでしょうか。

○大場博物館長

今のところは考えていないんですけど、フォーラムの結果については、新聞紙上に掲載してもらうようなことは予定していますし、また広報課の関係の広報媒体を使ってというのは考えております。現在でもチラシを配って、どこかで配ろうかというようなこともしていますし、プレスに対しては情報提供し、その都度記事を取り上げてもらうということで、やっていこうと思っています。

○中島委員長

私が思うのは、県民向けフォーラムを取材してください、というのもいいと思うんですけど、直接報道向けにやると、記者が直接質問するじゃないですか。一般向けのというと誰かが質問したことを記者が書くとなるので、記者から直接質問する機会をまとめて取ったほうが、紙面段階にもしっかり載るということがあるんじゃないかと思うんですね。

○大場博物館長

取材等はいろいろありますし、今日もこれから教育長が記者会見されると何か聞かれると思いますので、発信していく機会はあるのですが、構想がまとまったタイミングとか何か無いと、記者向けの説明会というのもやりにくいんじゃないかなと思います。

○中島委員長

基本コンセプトがあれば場所がなくてもイメージできると思うのですが。

○松本委員

でも、場所があったほうが県民の方も具体的なイメージをして、コンセプトと合わせて意見を言いやすいと思うのです。

○中島委員長

現在は、進めている段取りとしては、場所の話はいったん置いておいて、美術館はこういう目的でこういうことを行いたい場所だということを理解して頂いた上で立地の話をしないと、立地についてのエゴが議論の中で出てきてしまうから、このプロセスを大切にすることですよね。

○松本委員

美術館のあり方として、収蔵庫程度のものでいいか、もっと大きなものを作りたい、というものから話し合わないといけないと思います。県民の方の多くは美術館にあまり行かないのでは、と思います。博物館の展示もすいていた、という話も聞きますし。合理的に考えて、鳥取の美術館はこういう規模で、だけどころこういう特徴があります、というような選択肢をあげて選んでみれば意見も出ると思います。

○大場博物館長

博物館にいろいろな課題があり、それに対してある程度しっかりと答えようとする、今の形になる。本当は事業費の話もせずに、あるべきものを考えていきたいのですが、そういうわけにもいきませんが、総合的な機能を持ったものとして議論している。今からそこまで戻るの難しいと考えています。

いずれにしても、最後に、「こういう構想で進めてもいいですか」というアンケートをします。そのときに進めなくてもいいという結果になると、非常にやりづらいので、それまでに理解を進めていかないといけないと思っています。場所が最終的にしぼりこまれてからアンケートをすると、内容以外の要素で反対となったりするのはちょっとこわいですし、数箇所にしぼられた段階で基本構想の全体像を示して、アンケートをしたいと考えています。

○松本委員

東部、中部、西部の議論は置いておいて、と言われましたが、仮に東部にできたら西部から見ると遠く、教育施設としては使い道がほとんどないと思うと思います。場所のことも合わせて議論しないと具体性を欠いてしまうと思うのですが。

○大場博物館長

おっしゃっていただいている意味もよくわかるのですが、逆にそうなって内容はともかく場所が気に食わないから反対、となることがないようにしたいと思います。

○中島委員長

P F I で実施してもそんなに金額が安くないということに驚きました。

○大場博物館長

P F I 実施時の金額算出の際の減額割合で、現在10%となっているのをどう設定するかにもよります。また、P F I にすると事業者を募集する期間がさらに必要となりますので、着工までさらに時間がかかります。

○田中次長

地方の収益性のあまり望めない施設では、そもそも事業主の手が上がるかどうかというのも問題となります。

○大場博物館長

最近売り込みに来ているコンサルタント会社の話を聞くと、新設の美術館ならば手が上がるのではないかと、ということでした。ただ、オリンピックや地震対応で建設業界の仕事量は多いので、それを考えると不透明なところもあります。

ちょっと協議会のほうでご説明を漏らしているところがありますので、補足をさせてください。報告事項キのスケジュールについて、作業が遅れておりまして、現施設の改修の構想について、今回あらためて協議会のほうにスケジュールをお示しいたしました。耐震改修の基本計画のほうで、平成33年ぐらいまでに県有の特定施設は、耐震改修を完了するというような目標も掲げられたようで、それを考慮に入れて設定し直しました。

○中島委員長

他の案件についてはどうでしょうか。

熊本についてはできることをするしかないですね。文化財が大変なことになっているという話も聞きますし。

日本遺産についてはよかった、ということですね。今、県内で日本遺産をねらっているところは他にどこかないですか？

○山本教育長

今はないですね。後は手を組んでのものしか挙げる余地がなく、単独ではあげられないですし。

○中島委員長

では、報告事項はこれで終わります。その他で各委員さんのほうから何かありませんか。

それでは、本日の定例教育委員会は、これで閉会とします。次回は5月17日ですが、よろしいですか。（賛同の声）では以上で本日の日程を終了します。ご起立ください。お疲れさまでした。